

案内 知る・学ぶ「福祉・介護・健康」in 長岡

(主催：新潟日報社、新潟県社会福祉協議会、長岡市社会福祉協議会)

「講演会」 少し先の未来に備える

～任意後見制度・法定後見制度・公正証書遺言～

日時：令和2年11月22日(日)
午後1時30分から午後3時まで



会場：【メイン会場】

①メディアぷらっと 2階会議室 (長岡市千歳1-3-43)

【オンライン上映会場】

②長岡市社会福祉センタートモシア
1階フリースペース (長岡市表町2-2-21)

③栃尾文化センター 3階大会議室 (長岡市中央公園1-36)

講師：長岡市公証人合同役場 柴崎 周市 氏

参加費：無料

定員：①メディアぷらっと 20人
②長岡市社会福祉センタートモシア 20人
③栃尾文化センター 40人

その他：当日はマスク着用でご参加ください。
会場受付にて検温いたしますが、体調不良時は、
参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。

申込み：11月11日(水)まで
長岡市社協 権利擁護支援課
(電話：32-7833 / FAX：33-6004)
※氏名、住所、電話番号、ご希望の会場をお伝えください。
※定員以上のお申込みがあった場合は、抽選となります。

＼成年後見制度とは？／

①判断能力が不十分な方を、法律、生活面で支援する仕組みです。

【支援の一例】

- ☑ ご本人の財産(お金や土地など)の管理をします。
- ☑ ご本人に代わって契約を結んだり、取り消したりします。
- ☑ ご本人の意向を尊重し、必要に応じて、医療・介護・福祉等の手続きを支援します。

②成年後見制度は、判断能力が不十分になる前と後で2種類にわかれます。

＜判断能力が不十分になる前＞

任意後見制度

将来、判断能力が衰えて、自らの意思を伝えられなくなる前に、“誰に・どのような支援をしてほしいか”決めておくものです。

＜判断能力が不十分になった後＞

法定後見制度

家庭裁判所によって支援者が選任されます。なお、判断能力の程度により、3つ(後見、保佐、補助)の類型に分かれ、それぞれの類型で支援者に与えられる権限が異なってきます。(例：結んだ契約を取り消す権限、代わりに契約できる権限等)

詳細をお聞きになりたい方は、
左記のフェア、出張相談会へ
ぜひお越しください。



案内 権利擁護に関する出張相談会

日時：令和2年12月15日(火)
午前9時30分から午後4時30分まで



会場：栃尾保健福祉センター(長岡市新栄町2-2-23)

申込み：11月9日(月)から
長岡市社協 権利擁護支援課
(電話32-7833 / FAX：33-6004)
※氏名、住所、電話番号、ご希望の時間をお伝えください。

＼善意をありがとうございます／ 【期間】令和2年8月6日～令和2年10月7日

ご寄附をいただきました(敬称略)

R2.9.15 探鳥杜々 5,000円

◎お預かりした浄財は地域のために、有効に活用させていただきます。

収集物品【使用済切手・ボトルキャップなど】

佐藤利一、原町たんぼぼの会、双葉保育園、高橋あさの、
諏佐良一郎、すみれの会、玉源(株)栃尾営業所、諏佐恵子、
今井法夫、稲田貴 (敬称略・順不同)

◎その他匿名で多数お預かりしています。

とちおの

地域福祉・ボランティアに関することは

社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会 栃尾支所
<http://www.nagaoka-shakyo.or.jp/>

〒940-0204 長岡市新栄町2-2-23
TEL：0258-52-5895 / FAX：0258-53-2263
MAIL：tochio@nagaoka-shakyo.or.jp